

## 平成28年度予算編成の基本的な考え方

国では、平成28年度予算について、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」の初年度の予算であり、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとし、義務的経費等以外の要求枠を10%削除する一方、「骨太の方針」等を踏まえた諸課題に対応するため「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けるなど、国の一般歳出の水準の目安を踏まえて措置するとしている。

一方、地方財政については、「経済・財政再生計画」において、平成32年度における国・地方のプライマリー・バランスの黒字化実現等に向け、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成30年度まで、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしつつ、地方においても国と基調を合わせて歳出改革に取り組むこととされているほか、地方交付税の別枠加算や歳出特別枠は、経済再生に合わせ、抑制していくとしている。

県における平成28年度当初予算編成に当たっては、次期プラン及び本県版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策の積極的な推進を図るとともに、新たな行政課題についても、施策の優先順位を見極めながら的確に対応していくとして、平成25年3月に策定した「財政健全化取組方針」に基づき、「収支均衡予算の継続」及び「財政調整的基金の涵養」を目標に掲げて財政健全化に取り組んでいる。

平成28年度予算編成にあたっては、町民の安心・安全な生活基盤を構築するため、費用対効果の観点から、各事務事業の見直しを図り、「小さな行政」の実現に向けて協働の町づくりを推進していくことになる。そのため、前例や既成概念にとらわれず、緊急性、重要性の視点で十分に検証し、限られた財源の効率的・効果的な運用を基本に、消費的経費を削減し、投資的経費を確保しながら町民ニーズに的確に対応していく。

また、庁舎整備事業をはじめ、公共施設等の老朽化対策費に多額の費用を要することから、年度間の予算の平準化及び、歳出の抑制を図る上で、町総合振興計画ヒアリングで協議した事業を優先し、枠配分された額を上限に予算を編成することとした。